

ID: 42

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	複写の許可		
例規名 根拠条項	大河原町駅前図書館管理規則 第18条第1項		
例規番号	平成12年教育委員会規則第7号		
<p>【基準】</p> <p>第18条の規定による。 (複写)</p> <p>第18条 資料を複写しようとする者は、複写申込書(様式第7号)を館長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、当該複写に要する実費を弁償しなければならない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日